

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十三号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（昭和二十四年広島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登記に関する届出) 第十三条 組合は、設立、解散、継続、合併又は権利義務の承継の登記を完了したときは、二週間以内に、その登記事項及び登記年月日を、知事に届け出なければならない。</p> <p>21 組織変更後の株式会社は、設立の登記を完了したときは、二週間以内に、その登記事項及び登記年月日を、知事に届け出なければならない。</p>	<p>(登記に関する届出) 第十三条 組合は、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）第二条、第七条から第八条まで及び第二十六条第十一項の規定により、登記を完了したときは、二週間以内に、その登記事項及び登記年月日を、知事に届け出なければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。